所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十四号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びインド共和国政府は、

二千六年二月二十四日に東京で署名された議定書によって改正された千九百八十九年三月七日にニューデリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第十一条3及び4を次のように改める。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して当該利子が支払われる場合

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　株式会社国際協力銀行

(iii)　独立行政法人国際協力機構

(iv)　独立行政法人日本貿易保険

(v)　日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

(b)　インドについては、

(i)　インド準備銀行

(ii)　インド輸出入銀行

(iii)　インド総合保険公社

(iv)　ニューインディア保険会社

(v)　インド政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

第二条

条約第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報（文書及び文書の認証された謄本を含む。）を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。この4の第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第三条

条約第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条のA

1　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2　この条において、「租税債権」とは、第二条の規定の対象となる租税及び両締約国又はそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する次の租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びにこれらの租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　日本国においては、

(i)　消費税

(ii)　相続税

(iii)　贈与税